

配布対象者

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方をはじめ、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方

配布方法

対象者またはその家族等の代理人からの口頭申請により、お一人につき一個配布します。

※障害者手帳等の提示や申請書の提出は不要です。

問合先 障がい福祉課

☎ 444-5980
FAX 444-1074

お越しください。

※本人以外の方が窓口にみえる際には、代理の方の本人確認できるもの（運転免許証等）と本人の身体障害者手帳を提示してください。

利用日時 月～金曜日（祝日を除く）午前9時～午後5時

利用目的 市役所・金融機関・医療機関への手続きなど。（市内に限ります）

費用 無料

問合先 あま市社会福祉協議会（地域福祉課）
☎ 443-4291

問合先 名古屋法務局人権擁護部
☎ 0120-007-110（フリーダイヤル）

※8月26日(土)・27日(日)は午前10時から午後5時まで

相談専用電話（こどもの人権110番）

9

令和5年8月号

広報あま

9

広報あま

高齢者の暮らしを支える移動援助サービス「あまのかけあし」お知らせ

運転ボランティア募集

あま市社会福祉協議会では、市内にお住まいでの移動手段の確保できない高齢者の方を対象に移動援助サービスを実施しています。このサービスをお手伝いしていただける健康で普通免許をお持ちの運転ボランティアを随時募集しています。月に1回3時間程度から気軽に始めてみませんか！お手伝いいただける方はボランティア登録手続きがございますので、免許証を持参のうえ、問合先までお越し下さい。（運転車両：軽自動車）



人 権

全国一斉「こどもの人権相談」強化週間の実施

いじめ・虐待等、「こどもの人権に関する悩み」と、心配」となどの相談に応じます。

鳴き声に注意を

相談内容の秘密は固く守られますので、ひとりで悩まず、気軽に相談してください。

実施期間 8月23日(水)～29日(火)
午前8時30分から午後7時

※8月26日(土)・27日(日)は午前10時から午後5時まで

相談専用電話（こどもの人権110番）

環境・衛生

犬や猫の飼い方について 散歩のときは必ずふんの後始末を



散歩は犬にとって大切な運動です。しかし、きちんとふんを片づけないと周りの人の迷惑になります。特に道路や公園等では、そのままの状態になってしまっています。これらの場所は、犬や猫などのトイレではありません。ふんの後始末はしっかり行い、必ず家まで持ち帰りましょう。

昼夜を問わない犬の鳴き声の苦情

も多く寄せられています。飼い主には気にならなくても、不快に感じる人もいます。周囲の住宅環境を考え、近隣の迷惑にならないように、ふだんから正しいしつけをしておきまし

保管物品 個人が使用する、おおむね10日間分のストーマ装具、

保管期間 1年6か月

申込方法 身体障害者手帳、ストーマ装具、各自で用意した保管箱(35cm×25cm×20cm以内の大きさ)を持参し、障がい福祉課の窓口まで

よへ。

猫にもしつけを

猫はつないで飼う習慣がないため、正しくしつけをしないと、ほかの家の庭や畠を荒らしたり、ふんをしたりして迷惑をかけることがあります。

平面の運動が少なくて、上下運動のできる遊び場があればストレス解消になります。また、室内飼いについて、無用な繁殖や病気・不慮の事故を防ぐことができます。

ペットは家族の大切な一員です。人とペットが住みよい環境で楽しく暮らせること、飼い主一人ひとりがマナーをきかんと守りましょう。

問合先

環境衛生課

☎ 444-3132
FAX 445-3856**事業所からのゴミの処分方法**

當利、非當利の目的にかかわらず、一般家庭以外の全事業者による事業活動に伴つて排出される「みは、家庭系」み收集には出せません。

事業所からのゴミには、次の2種類があります。

① 産業廃棄物

関係法令規定の20種類があります。●販売店舗等、取扱い業者へ処分をご相談ください。

●県の産業廃棄物収集運搬許可業者へ処分を「相談ください」。

② 事業系一般廃棄物

産業廃棄物以外の紙くず、繊維くず、木くず、生ごみ(いすれもリサイクルできない「み」)

●市の事業系一般廃棄物収集運搬許可業者へ処分を「相談ください」。
あわせて「参考ください」

・冊子「令和5年度あま市「みの分別と出し方のルール」」1ページ

・収集できない「み」

・市公式ウェブサイト(トップページ→「み」と「サイクル→「み」事業系の「み」等の区分)

Web
<https://www.city.ama.aichi.jp/kurashi/recycle/gomi/1002379.html>

**子どもを交通事故から守りましょう**

子どもの交通事故の特徴

子どもの人身事故が多いのは、

・自宅付近

・夕方の時間帯

・自転車の事故

土木**路上にはみ出している樹木剪定のお願い**

庭先の樹木は景観を良くし、通行する人々への憩いを与えてくれます。しかし、その樹木が繁茂し道路にはみ出してしまうと通行の妨げ、視界不良による事故を引き起す危険性があります。

樹木の所有者の皆様は、道路上に樹木が張り出さないよう剪定するなど、道路を利用する方が安全かつ快適に通行できるよう適正な管理をお願いいたします。

問合先 土木課

☎ 441-7113
FAX 441-8387

子じもの人身事故は、毎年から100件以内で多発!
歩く時の約束

- ・信号が赤の時は止まり、青の時は右と左をよく見て、車が来ていなかを確かめてから渡りましょう
- ・道路や車のそばでは、絶対に遊ばないようにします。

- ・道路には、飛びださないようになります。
- ・道路を渡る時は、横断歩道を渡ります。
- ・信号が青の時は、歩道を渡ります。

問合先 土木課

☎ 441-7113
FAX 441-8387

令和5年中交通事故死者数	
地 域	死者数
愛知県	63人
津島警察署管内	4人
あま市	0人

令和5年5月末現在
問合先 土木課
☎ 441-7113 FAX 441-8387